

事前協議書の電子データ提出について（お願い）

粕屋町では今後、行政のDX化に向けた取り組みを推進します。

これに伴い、「粕屋町開発行為等指導要綱」に基づく事前協議においても、紙に依存した協議体制から、ペーパーレス化に向けた新たな協議体制への移行を検討しております。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、今後は以下の様に提出いただきますようご協力をお願いいたします。

【提出物】

- ① [様式第1号その2]の表に定める事前協議提出図書の紙ベース一式
- ② 下表の「電子」にチェックのある図書は、電子データも併せてご提出ください。

※ 現行の庁内体制でこれまで通り事前協議を円滑に行うため、現時点では紙ベースと電子データの2種類が必要となります。

様式第1号その2（開発行為等事前協議書 添付書類一覧）

提出書類	備考	電子
1 事前協議書(様式第1号)		●
2 位置図	縮尺2,500分の1以上	●
3 公図	3ヶ月以内有効 写し可	●
4 土地の登記事項証明書(全部事項証明)	3ヶ月以内有効 写し可	
5 現況図		●
6 土地利用計画図		●
7 敷地求積図		●
8 給排水計画図(給水・汚水・雨水)		●
9 平面図	戸建分譲の場合不要	●
10 立面図	戸建分譲の場合不要	●
11 造成計画平面図	造成行為を行う場合	●
12 造成計画縦横断面図	造成行為を行う場合	●
13 構造図	擁壁等がある場合	●
14 ゴミ置場詳細図	ゴミ置場を設置する場合	●
15 近隣説明報告書(様式第3号)		●
16 利害関係者報告説明報告書及び意見書(様式第4号)	区域の区長は必須 水利組合等は該当する場合	●
17 駐車場の誓約書(様式第7号)	戸建分譲の場合不要	
18 電波障害に関する誓約書(様式第8号)	3階建以上又は高さ10m以上の予定建築物の場合 3ヶ月以内有効 誓約書の提出がない場合不要	
19 印鑑証明書		
20 埋蔵文化財の協議書の写し		

【電子データの提出方法】

・データをPDF形式として1つのファイルとして提出

・原則メール又はCD-R等にて提出

※ 図面はCAD等から直接PDF化したものを使用し、できるだけ鮮明なものとしてください。

(図面をスキャニングしたものは不可とします。)

※ CD-R等の媒体は、申請者でご用意いただきますようお願いいたします。

【メールによる電子データ提出先】

都市政策部都市計画課 toshi@town.kasuya.fukuoka.jp

・メール件名

「事前協議書(修正) 申請者名 ●●丁目●●●番」

・ファイル名

「同上.pdf」

※ 提出後はお電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。

【その他】

- ・提出後に図面等の修正が生じた場合は、原則メールにて修正データを提出いただきます。
- ・電子データ提出に関して、ご不明な点は以下までご相談ください。

【問い合わせ先】

粕屋町役場 都市政策部 都市計画課
電話 092-938-0208 (直通)